

高齢者をしっかりと支える医療制度

自己負担割合の見直しと保険証などの更新

8月1日(日)から後期高齢者医療被保険者証や国民健康保険(国保)の高齢受給者証が新しくなります。また、自己負担割合も変更になります。その概要をお知らせします。

問い合わせは
 後期高齢者医療制度については 国民健康保険課 ☎898-6253
 国保の高齢受給者証については 同課 ☎898-6249

■後期高齢者医療制度の加入者に新しい保険証

8月1日(日)から、後期高齢者医療制度の加入者(75歳以上か65歳〜74歳で一定の障害があり認定を受けた人)が医療機関などの窓口で提示する「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります。新しい保険証は緑色の封筒に入れて、7月下旬に郵送します。保険証が届いたら、住所や氏名などの確認を。この保険証の有効期間は、8月1日(日)から来年7月



新しい保険証と受給者証

31日(日)までの1年間です。なお、保険料の滞納状況により、通常より有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。さらに、納付状況が改善しないときは特別な理由がある場合を除き、医療費がいったん全額負担になる資格証明書を交付することがあります。

新しい受給者証の負担割合は「2割(平成23年3月31日までは1割)」と受給者証に記載。有効期限は来年7月31日(日)か満75歳になる日の前日までです。国保以外の高齢受給者は各保険者へ問い合わせてください。

■国保の高齢受給者に新しい受給者証

国保の高齢受給者(70歳〜74歳の国民健康保険加入者。ただし、後期高齢者医療制度加入者を除く)が持っている高齢受給者証の有効期限は7月31日(土)まで。7月下旬に該当者へ新しい受給者証を郵送します。

なお、現在使用している「後期高齢者医療被保険者証」や「国民健康保険高齢受給者証」は、8月1日(日)以降使えません。市役所国民健康保険課か各支所・出張所へ返却するか、各自で廃棄してください。

■自己負担の割合を見直し

後期高齢者医療被保険者証や国保の高齢受給者証に記載されている自己負担割合について、本年度の市民税課税所得額(市県民税課税標準額)や昨年度の収入に基づき、見直しを行います。後期高齢者医療制度については加入者ごと、国保の高齢受給者については受給者ごとに判定されます。(下表参照)

なお、現在使用している「後期高齢者医療被保険者証」や「国民健康保険高齢受給者証」は、8月1日(日)以降使えません。市役所国民健康保険課か各支所・出張所へ返却するか、各自で廃棄してください。

福祉医療費の受給資格者証 8月から新しくなります

問い合わせは 国民健康保険課 ☎898-6253

重度心身障害者、高齢重度障害者、母子・父子家庭などの「福祉医療費受給資格者証」は、7月31日(土)が有効期限。母子・父子家庭などは更新手続きが必要です。まだ更新手続きが済んでいない人は、7月中に必ず手続きを。8月1日(日)からは、7月下旬に郵送する新しい受給資格者証を使用してください。

今回の更新から、重度心身障害者と母子・父子家庭などの受給資格者証に、新たに公費負担者番号を表記。また、受給資格者番号も変更になります。

なお、子どもの受給資格者証の更新は行いません。

■受給資格者証は大切に

受給資格者証は次の点に注意し、大切に扱きましょう。

- ①古い受給資格者証は、8月1日(日)以降に市役所国民健康保険課か各支所・出張所へ返却するか、責任を持って処分してください。
- ②医療機関で受診するときは、医療保険証と共に受給資格者証も必ず窓口へ提示する。
- ③住所、氏名、加入している医療保険などに変更があったときは、14日以内に届け出る。
- ④ほかの市町村へ転出するときは、市役所国民健康保険課か各支所へ受給資格者証を返却する。

■福祉医療の対象者は申請を

福祉医療費の各制度と、申請に必要な物は次のとおりです。なお、県内からの転入者で前住所地でも福祉医療費

を受給していた人は、前住所地の市町村発行の「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」も必要です。

- 子ども(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子)・・・①保険証
- 重度心身障害者・高齢重度障害者・・・①身体障害者手帳(1級・2級)、療育手帳(A)、年金証書(障害年金1級)、特別児童扶養手当(1級)、IQ35以下を証明する書類のいずれか②保険証
- 母子・父子家庭など(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子と母か父など)・・・①母か父に所得税が課せられていないことを証明する書類②本市に本籍がない人は戸籍謄本③保険証



同窓名鑑の案内ハガキ

〈事例〉〇〇高校同窓名鑑の案内が往復ハガキが届きました。母校の同窓会が名簿を発刊すると思い、返信用ハガキで出版会社に申し込みをしました。しかし、友人から「正規の同窓会名簿ではない」と教えられました。解約するにはどうしたらよいのでしょうか。

〈回答〉出版会社に対し、簡易書留で解約通知を出しましょう。電話での申し入れでは、つながらない場合があり、証拠も残りません。正規の同窓会名簿通知と勘違いさせて、名簿を販売する事例ですが、実際に届いた名簿の掲載者数は、卒業者数の一部にしか過ぎないケースもあります。

同窓会名簿のお知らせが届いたら、内容をよく読みましょう。「学校・同窓会との関係はございませんが」などと書かれていますか。また、ホームページで注意を呼び掛けている大学や高校も数多くあります。学校に問い合わせるのが確実です。

問い合わせは
 消費生活センター ☎230-1755